

資料1

1. 白井市特別職の職員の給与

給料、旅費、期末手当を支給。

(常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例)

① 給料 (第2条)

市長：830,000円

副市長：690,000円

教育長：650,000円

② 旅費 (第5条、第6条)

出張に伴う費用(鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、食卓料)を支給。

③ 期末手当 (第3条第2項)

民間でいうボーナスにあたる手当で、6月と12月に支給。

2. 他自治体特別職の職員の給与との比較

① 給料月額が多寡(資料2～4参照)

② 地域手当の有無(資料2～4参照)

③ 通勤手当の有無(資料2～4参照)

④ 住民1人が負担する給料等の比較(資料5参照)

⑤ 歳出額に対する給料等の占める割合比較(資料6参照)

3. 地域手当とは

民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整する手当で、物価等を考慮して人事院規則で定められている。

※「諸手当質疑応答集第14次全訂版」学陽書房

4. 通勤手当とは

(一般職の職員の給与に関する条例第12条)

① 通勤のため交通機関等を利用する職員へ負担する運賃を支給

例：電車の通勤定期代(6カ月)

② 通勤のため自転車等を利用する職員へ通勤距離の区分ごとに2,000

円から31,600円まで支給

例：自家用車で通勤(片道6キロメートル) 4,200円